

平成 31 年度高知県災害拠点病院等医療救護体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、平成 31 年度高知県災害拠点病院等医療救護体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、災害拠点病院等の医療救護体制を強化するため、別表第 1 に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第 3 条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第 1 の第 2 欄に掲げる基準額と同表の第 3 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の着手)

第 6 条 補助事業の着手は、原則として前条の規定による補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第 2 号様式による指前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

2 「災害時 DMA T 活動支援事業」については、前項の規定にかかわらず知事からの DMA T 派遣要請に基づき、補助金の交付申請前に事業に着手することができるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。）をする場合は、事前に別記第3号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第4号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助金と対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(12) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（実績報告等）

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

1 この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第6号から第9号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。